

(事例35) 54歳男性、システム開発、急性心筋梗塞後のため時間外労働及び出張禁止

類型	症候	疾患
1、2、3	6. 心房性期外収縮	4. 急性心筋梗塞後
きっかけ	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input type="checkbox"/> その他の機会
1. 対象者のプロフィール		
1) 年齢、既往歴 54歳、男性、既往歴特記事項なし 2) 業種、作業内容 業種：システム開発 作業内容：グループ内の社内システム開発および顧客先への導入作業 出張：2011年度は日本でのシステム導入のため、顧客先等へ短期間の国内出張があった。		
2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 疾病名：急性心筋梗塞 心電図：心房性期外収縮（ただし、今回の例は、健康診断を契機に、就業措置をした症例ではない）		
3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、時間外労働禁止、配置転換、治具導入など 復職時：時間外労働及び出張禁止 復職3カ月目以降：時間外労働月40時間以内		
4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など） 以前より、肥満、肝機能障害、脂質異常等を認めており保健師より食事運動療法及び受診勧奨を行ってきた。発症前2年間は健診時の心電図検査で、心房性期外収縮を指摘されていた。ただし心電図異常に伴う自覚症状は認めていなかった。時間外労働は、発症当月が月40時間程度、過去半年間で、月40時間を超える時が2回程であった。直近の睡眠時間は1日平均6時間程度であった。上記疾病にて入院加療後、復職時に産業医面談を行い就業上の措置を行った。その後は、経過良好であり段階的に就業制限を解除し、3カ月目より出張可能及び月40時間以内の時間外労働を制限した。		
5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可） ① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため ② 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など） ③ 健康管理を促進するため（受診、治療を強く進めるため）		
6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください 就業制限を実施するにあたって、事前に本人と産業医面談を行い、本人の了解を得た。その後、産業医が医学的見地から、本人の同意のもと、身体状況を、人事及び上司に対して説明をした。就業制限によって、本人の不利益とならないことや、産業医意見書を発行する事によって、職場内での制限を遵守することを関係者間で共有した。		